

乙訓圏域障がい者自立支援協議会運営要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業をバックアップし、乙訓地域で生活する障がい者（児）及び難病等患者（以下、「障がい者等」という。）の自立と社会参加を支援するため、障がい福祉サービスの基盤整備と利用に関する総合調整を行う乙訓圏域障がい者自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設置・運営し、もって各市町障害福祉計画の推進を図る。

(事業内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- ① 福祉、就労、教育・療育、保健・医療など、障がい者等の生活を支援するために必要な条件整備についての関係機関・団体・事業者（以下「関係機関等」という。）との広域的な意見調整
- ② 各市町又は各相談支援事業者から広域的な調整を求められたサービス利用の困難事例についての支援策等の協議
- ③ 乙訓圏域における将来的な社会福祉サービスの課題についての関係機関等との情報交換
- ④ その他、他の圏域との交流、各種研修など前条の目的達成に必要な事業

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる各関係機関等が推薦する委員をもって構成する。

なお、任期は1年とし再任は可とする。

2 協議会は会長が代表することとし、各市町の障がい福祉担当部長がその職務を行うものとする。なお、任期は1年とし順次交替するものとする。

3 協議会に次に掲げる部会等を設置し、委員は部会等に参加するものとする。

- ① 年度ごとに、課題を協議する部会
- ② 年度にかかわらず、課題を継続的に協議する委員会
- ③ 具体的事業の実施のためのプロジェクト
- ④ その他、会長が必要と認めたもの

4 協議会に相談支援専門職員を置き、協議会及び部会等の円滑な運営と課題の解決を図るため、必要な事務・事業を行うものとする。

5 協議会に別表2の運営委員会を置き、運営委員は協議会及び部会等の運営について相談支援専門職員に協力するものとする。

6 協議会の運営に関する事項については、乙訓福祉施設事務組合事務局長が各規定に基づき管理するものとする。

(会議)

第4条 協議会は、全体会を年1回以上開催し、以下の事項について協議する。

- ① 前回の全体会以降の協議状況等
- ② 今後の協議予定の課題等
- ③ 協議会の運営、委員の改選
- ④ その他必要事項

2 部会等は、運営委員会の協議を通じ会長の了解を得て必要な委員の規模と構成で開催し、支援策を協議するものとする。

なお、必要な場合は、協議会委員以外の専門家の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

3 運営委員会は定例的に開催することとし、協議すべき課題の整理と支援策の検討、部会等の準備等について協議するものとする。

4 各委員は、会議において知り得た情報を他に漏らしてはならないものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は全体会で確認し別に定める。

附則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年5月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年5月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年5月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月23日から施行する。

(別表2)

運営委員会	乙訓障がい者基幹相談支援センター 長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンバス」 乙訓ひまわり園相談支援事業所 相談支援事業所・地域活動支援センター「アンサンブル」 向日市社協障がい者地域生活支援センター こらぼねっと相談支援センター しょうがい者就業・生活支援センター アイリス 相談支援事業乙訓ポニーの学校 大山崎町社会福祉協議会相談支援事業所 相談支援事業乙訓若竹苑 <u>乙訓児童発達支援センター U-BOC24</u> <u>地域生活支援拠点等 乙訓ソレイユの丘 (令和8年6月1日～)</u> 京都府山城広域振興局乙訓保健所 向日市 長岡京市 大山崎町
-------	---

乙訓圏域障がい者自立支援協議会運営要綱 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(運営要綱別表1)</p> <p>相談支援センター</p> <p>乙訓障がい者基幹相談支援センター</p> <p>長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンパス」</p> <p>乙訓ひまわり園相談支援事業所</p> <p>相談支援事業所・地域活動支援センター「アンサンブル」</p> <p>向日市社協障がい者地域生活支援センター</p> <p>こらぼねっと相談支援センター</p> <p>しょうがい者就業・生活支援センター アイリス</p> <p>相談支援事業乙訓ポニーの学校</p> <p>大山崎町社会福祉協議会相談支援事業所</p> <p>相談支援事業乙訓若竹苑</p> <p>障がい福祉サービス事業所関係</p> <p>乙訓障害者支援事業所連絡協議会</p> <p>乙訓圏域児童通所支援事業所連絡会</p> <p>居宅支援事業者（向日市社協ホームヘルプセンター） （長岡京市社協きりしま苑） （大山崎町社協ホームヘルプセンター）</p> <p>公設支援事業所（乙訓若竹苑） （乙訓ポニーの学校）</p> <p>施設入所支援事業者（晨光苑）</p> <p>第3号研修登録機関 乙訓福祉会 ライフサポート事業所</p> <p>朔日</p>	<p>(運営要綱別表1)</p> <p>相談支援センター</p> <p>乙訓障がい者基幹相談支援センター</p> <p>長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンパス」</p> <p>乙訓ひまわり園相談支援事業所</p> <p>相談支援事業所・地域活動支援センター「アンサンブル」</p> <p>向日市社協障がい者地域生活支援センター</p> <p>こらぼねっと相談支援センター</p> <p>しょうがい者就業・生活支援センター アイリス</p> <p>相談支援事業乙訓ポニーの学校</p> <p>大山崎町社会福祉協議会相談支援事業所</p> <p>相談支援事業乙訓若竹苑</p> <p><u>乙訓児童発達支援センター U-B0C24</u></p> <p><u>地域生活支援拠点等 乙訓ソレイユの丘（令和8年6月1日～）</u></p> <p>障がい福祉サービス事業所関係</p> <p>乙訓障害者支援事業所連絡協議会</p> <p>乙訓圏域児童通所支援事業所連絡会</p> <p><u>乙訓グループホーム及び障害者支援施設連絡会</u></p> <p>居宅支援事業者（向日市社協ホームヘルプセンター） （長岡京市社協きりしま苑） （大山崎町社協ホームヘルプセンター）</p> <p>公設支援事業所（乙訓若竹苑） （乙訓ポニーの学校）</p> <p>施設入所支援事業者（晨光苑）</p> <p>第3号研修登録機関 乙訓福祉会 ライフサポート事業所</p>

(運営要綱別表2)

運営委員会

乙訓障がい者基幹相談支援センター
長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンパス」
乙訓ひまわり園相談支援事業所
相談支援事業所・地域活動支援センター「アンサンブル」
向日市社協障がい者地域生活支援センター
こらぼねっと相談支援センター
しょうがい者就業・生活支援センター アイリス
相談支援事業乙訓ポニーの学校
大山崎町社会福祉協議会相談支援事業所
相談支援事業乙訓若竹苑

朔日

京都府山城広域振興局乙訓保健所
向日市
長岡京市
大山崎町
乙訓福祉施設事務組合

(運営要綱別表2)

運営委員会

乙訓障がい者基幹相談支援センター
長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンパス」
乙訓ひまわり園相談支援事業所
相談支援事業所・地域活動支援センター「アンサンブル」
向日市社協障がい者地域生活支援センター
こらぼねっと相談支援センター
しょうがい者就業・生活支援センター アイリス
相談支援事業乙訓ポニーの学校
大山崎町社会福祉協議会相談支援事業所
相談支援事業乙訓若竹苑

乙訓児童発達支援センター U-BOC24

地域生活支援拠点等 乙訓ソレイユの丘(令和8年6月1日～)
京都府山城広域振興局乙訓保健所
向日市
長岡京市
大山崎町